

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則

(平成10年11月11日規則第11号)

改正

平成14年 8月20日規則第 8号
平成18年 5月22日規則第 6号
平成19年 3月30日規則第 1号
平成19年12月28日規則第 5号
平成28年11月11日規則第17号

第8章 契約

第1節 契約の方法

第1款 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第124条 施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定める。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(資格の確認)

第125条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと及び前条の規定による資格を有する者であることを競争入札参加願により申し出させて確認をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者にその旨を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(入札の公告)

第126条 管理者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日(急施を要する場合にあっては5日)までに、次の各号に掲げる事項を新聞又は掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札又は開札の場所及び日時
- (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

- (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) 議会の議決を要するものにあつてはその旨
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項
- 2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間によらなければならない。

（予定価格の決定）

- 第127条 管理者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。
- 2 管理者は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

（調査基準価格又は最低制限価格の決定）

- 第128条 管理者は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度に係る調査基準価格又は同条第2項に規定する最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定により調査基準価格又は最低制限価格を付するときは、第126条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。
- 一部改正〔平成14年規則8号・19年規則5号〕

（予定価格書の作成）

- 第129条 管理者は、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格が決定したときは、予定価格書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、別に定める方法によることができる。
- 一部改正〔平成14年規則8号・19年規則5号〕

（入札保証金）

- 第130条 管理者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (1) 入札者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 入札者が過去5年間に組合、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を

有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 入札参加の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項各号の規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することができる旨を入札の相手方に知らせなければならない。
- 3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げるものをもって代えることができる。この場合において、その担保価値は、当該各号に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。
 - (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
 - (2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価額が額面又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
 - (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額）
 - (4) 金融機関の保証する小切手保証する金額
 - (5) 金融機関がする保証保証する金額

（入札の方法）

- 第131条 一般競争入札の入札者は、入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札（組合の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）により一般競争入札に付する場合の入札の方法については、管理者が別に定めるところによる。
 - 3 入札者の代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
 - 4 前項の代理人は、同一入札において2人以上の入札者の代理人となることができない。
 - 5 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
一部改正〔平成19年規則5号〕

（入札の無効）

- 第132条 次の各号の1に該当する一般競争入札書は、無効とする。
- (1) 参加資格のない者の入札した入札書
 - (2) 同一人が入札した2以上の入札書

- (3) 入札者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 記名押印を欠く入札書
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(再度入札)

第133条 管理者は、施行令第167条の8第3項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所に留まっている者に入札させるものとする。再度の入札をしてもなお同じときは、同様とする。この場合において、入札の方法は第131条第1項の規定を準用する。

(落札者の決定等)

第134条 管理者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、施行令第167条の9から第167条の10の2までの規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定しなければならない。

2 管理者は、施行令第167条の9から第167条の10の2まで又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(入札保証金の還付等)

第135条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(入札経過の記録)

第136条 管理者は、一般競争入札が終了したときはその経過を開札調書に記録しなければならない。

第2款 指名競争入札、随意契約及びせり売り

(指名競争入札の参加者の資格)

第137条 施行令第167条の11第2項の規定により、管理者が定める指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当しない者で、

かつ、別に定める基準により、その定める要件に適合し、指名競争入札参加業者資格者名簿に登載された者とする。

- (1) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事管理を除く。）にあっては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2に規定する建設工事をいう。）の入札に参加することができる者は、前項の指名競争入札参加業者資格者名簿に登載された者で建設業法第28条第3項の規定により営業を停止されていない者とする。

一部改正〔平成14年規則8号〕

（指名競争入札の参加者の指名）

第138条 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の資格を有する者の中から入札に参加する者を5名以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、各入札指名者に通知しなければならない。

（指名競争入札に係る関係規定の準用）

第139条 第124条第1項及び第127条から第136条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第128条第2項中「第126条の規定による公告」とあるのは、「第138条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（随意契約の予定価格の限度額）

第140条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売り払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

（福祉施設等からの物品の買入れ及び役務の提供に係る随意契約の手続）

第140条の2 施行令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手

続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、当該契約に係る事業名、履行場所、契約の概要、相手方の資格要件、締結の時期について公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称、契約金額、契約の方法について公表すること。

追加〔平成19年規則5号〕

(随意契約の見積書の徴取等)

第141条 管理者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 1件の契約金額が10万円未満（工事又は製造の請負契約にあつては、契約金額が30万円未満）の時。
- (4) 2人以上の者から見積書を徴することが適当でないとき。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、その性質上、見積書を徴することが適当でないとき、当該見積書を徴さないことができる。

3 管理者は、随意契約による場合においては、当該支出負担行為書にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(随意契約の予定価格等)

第142条 第127条から第129条までの規定は、随意契約について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格書の作成を省略することができる。

- (1) 前条第2項の規定により見積書を徴さないとき。
- (2) 第145条第1項の規定により契約書の作成を省略するとき。
- (3) その他特に必要がないとき。

一部改正〔平成14年規則8号・19年規則5号〕

(せり売り)

第143条 管理者は、せり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員にせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち合わせてせり売りを行うことができる。

2 第124条から第127条まで、第129条、第130条、第135条及び第136条の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第125条第1項中「競争入札参加願」とあるのは「せり売り参加願」と、第136条中「開札調書」とあるのは「せり売り調書」と読み替えるものとする。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第144条 管理者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略できる。

- (1) 契約の目的となる給付の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 給付の完了の時期
- (4) 対価の額
- (5) 対価の支払方法及び支払時期
- (6) 監督又は検査の方法及び時期
- (7) 契約保証金
- (8) 当事者の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項

2 前項の場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和57年組合法第8号）に基づき議会の議決を必要とする契約については、当該契約書に議会の議決を得たときに成立する旨の文言を付記しなければならない。

3 管理者は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約書作成の省略)

第145条 前条第1項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号の1に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関し契約するときを除く。

- (1) 予定価格が第140条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満の契約であるとき。
- (2) 国、公団若しくは公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。

2 管理者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、前項第3号に規定する場合又は1件の金額が10万円未満の契約をする場合は、この限りでない。

一部改正〔平成14年規則8号・19年規則5号〕

(契約保証金)

第146条 管理者は、契約を締結したときは、直ちに契約者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 第130条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号中「金融機関がする保証」とあるのは「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

(1) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、公社若しくは公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらの全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(5) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

(7) 工事又は製造の請負契約で1,000万円未満のとき。

(8) 前号に掲げるもの以外の契約で500万円未満のとき。

(9) 国、公団若しくは公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。

(10) その他の契約の性質等により、契約保証金を納付させる必要がないと管理者が認めるとき。

一部改正〔平成14年規則8号・19年規則5号〕

(契約保証人)

第147条 管理者は、契約に際し、当該契約の履行に必要な資力、能力を有する者で契約の相手方に代わって契約の履行を連帯して保証する者（以下「契約保証人」という。）を立てさせなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。

(1) 契約の相手方が、国、公団若しくは公庫等の政府関係機関又は地方公共団体であるとき。

(2) 物件その他の供給契約、委任契約又は次号以外の請負契約で、500万円

未満のとき。

- (3) 工事又は製造の請負契約で1,000万円未満のとき。
 - (4) 物件その他の売却又は貸与で10万円未満のとき。
 - (5) その他管理者が特別の事由によりその必要がないと認めるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により契約者が立てた契約保証人を不相当と認めるときは、その変更をさせなければならない。
 - 3 管理者は、契約者から契約保証人の変更の申出があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、その変更を認めることができる。
 - 4 管理者は、契約保証人が死亡し、又は資力、能力等を喪失したときは、契約の相手方に当該日から5日以内に他の契約保証人を立てさせなければならない。

(契約の変更等)

- 第148条 管理者は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して当該契約の内容を変更することができる。
- 2 管理者は、前項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第144条及び第145条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。
 - 3 管理者は、契約者からその責めに帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(契約の解除)

- 第149条 管理者は、契約者がその責めに帰さない理由により契約の解除を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解除することができる。
- 2 管理者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号の1に該当すると認めるときは、契約の定めるところにより当該契約を解除することができる。
 - (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 契約者の責めに帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
 - (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) その他契約条項に違反する行為があったとき。
 - 3 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書を当該契約者に送付しなければならない。

(契約保証金の還付)

- 第150条 管理者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認した

とき又は前条第1項の規定により解除したときは、速やかに契約保証金を還付する手続きをしなければならない。

第3節 契約の履行

(履行の監督)

第151条 管理者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）は、契約に係る設計図書等に基づき契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌に記録しなければならない。

(給付の検査)

第152条 管理者は、次の各号の1に掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。

2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）は、契約書、設計図書等に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、管理者は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に必要な措置をすることを求めなければならない。

(検査の立会い)

第153条 検査員は、前条に規定する検査を実施しようとするときは、必要に応じて、監督員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第154条 検査員は、第152条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書又は出来形調書を作成しなければならない。ただし、第

145条第1項第1号に該当するものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

一部改正〔平成19年規則5号〕

（保証人への履行請求）

第155条 管理者は、契約者が次の各号の1に該当するときは、必要に応じ、契約保証人に対して契約者に代わって当該契約の履行をすべきことを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約の期間内に履行を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (3) その他契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第156条 契約者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（一括委任等の禁止）

第157条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事を除き、あらかじめその内容を明らかにして、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

一部改正〔平成14年規則8号〕

（部分払）

第158条 管理者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

- (1) 物件その他の供給契約 既納部分に対する対価
 - (2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分に対する対価の10分の9以内
- 2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、3回以内とする。

（対価の支払い）

第159条 管理者は、第152条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をすることができない。

- 2 管理者は、第149条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。
- 3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完済又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。